

新規参入者の要件について

借受希望申込する方は、下記の<要件>のいずれかを満たす必要があります。
個人の方を対象としており、大阪府内の農地に通い、継続的に農業経営に取り組める状況であれば、年齢・性別による制限はありません。

<要件>

(1) 都道府県その他の農業に関する研修教育施設等において概ね3ヶ月以上の研修等を修了した者

(例)

- ・各都道府県農業大学校
- ・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校が行う短期プロ農家養成コース（集中コース）等

(2) 大阪府知事が認定した「農の匠」及びそれに準じる農家等において概ね6ヶ月以上の研修等を終了した者

(例)

- ・認定農業者

認定農業者 HP:農林水産省 HP のトップから以下の通り進んでください。

[ホーム](#)>[組織政策](#)>[経営](#)>[経営所得安定対策](#)>[認定農業者制度について](#)

(3) 市町村、農業協同組合等が実施する農業技術を習得するための研修等を概ね6ヶ月以上受講した者

(4) 援農等により概ね6ヶ月以上農作業に従事した実績がある者

(例)

- ・南河内ぶどう塾の塾生による援農

(5) 農業生産法人等において概ね6ヶ月以上農作業に従事した実績がある者

(6) 現在、市民農園で農作物の栽培を行っている者のうち、登録申請時点で栽培経験が2年以上あり、かつ府が指定する短期研修を終了した者

- ・地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校が行う短期プロ農家養成コース（入門コース）

農業大学校HP：大阪府 HP のトップから以下の通り進んでください。

ホーム>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所>農業大学校

(7)その他、上に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者と認められる者

※ (1)～(6)については、研修等の受講や従事した期間を満たす見込みのある方も含みます。但し、農地を斡旋するのは研修終了等の確認後に行います。

※上記の(例)以外にも対象になるものがありますので、お問い合わせください。